

番 号
平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

財団法人2005年日本国際博覧会協会
会 長 豊田 章一郎

2005年日本国際博覧会（愛・地球博）への施設等の指定寄付等参加について（お願い）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本博覧会は国家プロジェクトとして「自然の叡智」をテーマにし、21世紀における人と自然の新たな関係の構築を目指して、平成17年3月25日から9月25日までの185日間にわたり、愛知県（長久手町・豊田市、瀬戸市）において開催されます。わが国では、大阪万博以来35年ぶりに行われる総合的な国際博覧会であります。

当協会は、本博覧会の準備及び運営にあたるため、平成9年10月23日に発足以来、鋭意努力を続けてまいりましたが、今後、開催に向けて、より具体的な博覧会計画の推進を図ってまいると同時に、数多くの来場者に楽しんで頂けるような博覧会の内容の充実に取り組んでまいり所存でございます。

【以下、形式上のみならず実質的にも新規に依頼をする場合に使用】

博覧会の内容の充実を図ってまいりるために、昨今の経済環境が厳しい折柄、はなはだ恐縮に存じますが、貴団体、貴社には下記施設、設備又は物品の指定寄付、提供又は貸与をご依頼申し上げたく、何とぞ、愛・地球博の開催趣旨をご理解いただき、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

誠に恐縮に存じますが、平成 年 月 日までにご検討をいただき、貴意を得ました折には、添付しております施設等指定寄付等参加申込書にご記入いただき、下記事務局宛ご提出賜りますれば幸甚に存じます。

またお申込みいただきましたものについては、その内容を協会にて検討の上、正式に契約させていただきます。

敬具

【以下、実質的には協議済みであるが、形式上依頼文書を発出する場合に使用】
昨今の経済環境が厳しい中での貴団体（貴社）からのお申し出に感謝を申し上げます。

つきましては、誠に恐縮に存じますが、添付しております施設等指定寄付等参加申込書にご記入いただき、下記事務局宛ご提出賜りますれば幸甚に存じます。

またお申込みいただきましたものについては、その内容を協会で検討の上、正式に契約させていただきます。

敬具

記

1. ご依頼施設、設備又は物品名
2. 希望形態 指定寄付、提供又は貸与のいずれかを記載
3. 希望仕様その他

<本件ご連絡先>

財団法人2005年日本国際博覧会協会 名古屋事務所
〒450-0002 名古屋市中村区名駅三丁目15-1
名古屋ダイヤビルディング2号館4階
TEL: 052-569-
担当: 本部 グループ

施設等指定寄付等参加申込書

(施設、設備又は物品の指定寄付、提供又は貸与による参加)

年 月 日

財団法人2005年日本国際博覧会協会

会長 豊田 章一郎 様

(申込者)住 所

名 称

代表者

印

(担当者)

(郵便番号)

2005年日本国際博覧会への施設、設備又は物品の指定寄付、提供又は貸与による参加を下記のように申し込みます。

記

1. 施設、設備又は物品(単価及び合計額の算定基礎となるカタログ、仕様書、帳簿価格等の資料を添付してください。)

- ・ 名称
- ・ 単価(市場価格)
- ・ 数量
- ・ 合計額(市場価格)
- ・ 仕様、状態その他

(注)貸与の場合にも「市場価格」は想定賃貸料ではなくて、その施設、設備又は物品の価値そのものの金額を記載

2. 形態(丸をつけてください。)

指定寄付

提供

貸与

3. 引渡しの時期及び場所

4. 付帯条件その他参考事項(記入スペースが足りない場合は、別紙に記入し添付してください。)

(協会使用欄)

担当グループ		受付者		原本保管の有無 (資金グループ)		一覧表示 の有無	有・無
--------	--	-----	--	---------------------	--	-------------	-----

施設等指定寄付参加契約書例

平成17年3月25日から同年9月25日までの間開催される2005年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）において必要とされる施設、設備又は物品の建設又は調達に関し、この契約書末尾記載の参加者（以下「甲」という。）と財団法人2005年日本国際博覧会協会（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、博覧会会場建設において必要とされる別紙目録記載の施設、設備又は物品（以下「施設等」という。）を乙に寄付する。

第2条 甲は、自己の負担において施設等を建設又は調達のうえ、次に記載するところにより乙にその引渡しを行う。

（引渡しの時期）

（引渡しの場所）

2 施設等の設計及び建設・組立・土木工事に関して、乙は甲に対して必要な指示を行うことができ、甲はその指示に従わなければならない。

3 乙は、施設等の引渡しにあたって、乙の定める基準により検査を行うことができる。

第3条 乙は、施設等とその用法に従って博覧会の開催及び運営に役立つように使用する。

第4条 甲は、施設等に瑕疵があり、会期中その本来の機能を発揮しない場合は、自己の負担において遅滞なくこれを補修し、又は取替えを行う。ただし、乙の責に帰すべき事由により施設等がその本来の機能を発揮しない場合は、この限りでない。

第5条 乙は、施設等の形状から次条第1項に基づき甲がその名称等を入れることが不可能と認める場合及び施設等を来場者の目の触れにくい場所で使用する場合には、甲の名称を記載した名札等を乙の定めるところに従って明示する。

2 乙は、甲の名称及び寄付内容を乙が発行する公式記録等に記載する。

第6条 甲は、乙の定める条件に従い、自己の負担において、施設等に自己の名称等を入れることができる。

2 甲は、乙の定める条件に従い、乙の承認を得て、博覧会のマーク等を使用することができる。

第7条 甲は、乙の事前の承認を得ない限り、この契約によって生ずる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承（合併による場合を含む。）することはできない。

第8条 甲又は乙は、相手方の契約違反のため自己が受けた損害の賠償を相手方に請求する権利を有する。

第9条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項については、相互に協議のうえ決定する。この契約事項の解釈に疑義を生じたときも、同様とする。

第10条 本契約に関する権利義務について紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

第11条 甲は、代表者又は住所に変更があった場合には、直ちに書面をもって乙に届け出るものとする。

2 甲又は乙は、相手方に対する意思表示、申請、承認その他すべての通知を本契約書記載の住所（前項の届出があった場合には、その住所）宛にするものとし、当該住所宛発送された書面は、通常相手方に到達すべき時期に到達したものとみなす。

3 前項の意思表示等は、

甲に対しては、

（住所）

（参加者）

乙に対しては、

名古屋市中村区名駅三丁目15番1号

財団法人 2005年日本国際博覧会協会

国際・財務本部 資金グループ長

にあてて行うものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲（参加者）

乙 名古屋市中村区名駅三丁目15番1号
財団法人2005年日本国際博覧会協会
会長 豊田 章一郎

(別紙)

目 録

名 称

単 価 (市場価格)

数 量

合計額 (市場価格)

仕様、状態その他

単価及び合計額の算定基礎となるカタログ、仕様書、帳簿価格等の資料を添付してください。

施設等提供参加契約書例

平成17年3月25日から同年9月25日までの間開催される2005年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）において必要とされる施設、設備又は物品の建設又は調達に関し、この契約書末尾記載の参加者（以下「甲」という。）と財団法人2005年日本国際博覧会協会（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、博覧会会場建設又は博覧会運営に必要とされる別紙目録記載の施設、設備又は物品（以下「施設等」という。）を協賛者として乙に提供することを約し、乙はこれを受諾する。

- 2 甲は、乙の定める条件に従い、自己の負担において、施設等に自己の名称等を記載した広告宣伝を行うことができる。
- 3 乙は、施設等の形状から前項に基づき甲がその名称等を入れることが不可能と認める場合及び施設等を来場者の目に触れにくい場所を使用する場合には、甲の名称表示等の広告宣伝を乙の定めるところに従って行う。
- 4 乙は、甲の名称及び協賛内容を乙が発行する公式記録等に記載する。

第2条 甲は、前条第2項の対価として、自己の負担において施設等を建設又は調達のうえ、次に記載するところにより乙にその引渡しを行う。

（引渡しの時期）

（引渡しの場所）

- 2 施設等の設計及び建設・組立・土木工事に関して、乙は甲に対して必要な指示を行うことができ、甲はその指示に従わなければならない。
- 3 乙は、施設等の引渡しにあたって、乙の定める基準により検査を行うことができる。

第3条 乙は、施設等をその用法に従って博覧会の開催及び運営に役立つように使用する。

第4条 甲は、施設等に瑕疵があり、会期中その本来の機能を発揮しない場合は、自己の負担において遅滞なくこれを補修し、又は取替えを行う。ただし、乙の責に帰すべき事由により施設等がその本来の機能を発揮しない場合は、この限りでない。

第5条 乙が施設等に対して善良な管理者の注意をもって管理を行っている場合は、当該施設等にき損、滅失等が生じても、乙は、甲に対してその責を負わない。

第6条 甲は、乙の定める条件に従い、乙の承認を得て、博覧会のマーク等を使用することができる。

第7条 甲は、乙の事前の承認を得ない限り、この契約によって生ずる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承（合併による場合を含む。）することはできない。

第8条 甲又は乙は、相手方の契約違反のため自己が受けた損害の賠償を相手方に請求する権利を有する。

第9条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項については、相互に協議のうえ決定する。この契約事項の解釈に疑義を生じたときも、同様とする。

第10条 本契約に関する権利義務について紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

第11条 甲は、代表者又は住所に変更があった場合には、直ちに書面をもって乙に届け出るものとする。

2 甲又は乙は、相手方に対する意思表示、申請、承認その他すべての通知を本契約書記載の住所（前項の届け出のあった場合には、その住所）宛にするものとし、当該住所宛発送された書面は、通常相手方に到達すべき時期に到達したものとみなす。

3 前項の意思表示等は、

甲に対しては、
（住所）

（参加者）

乙に対しては、

名古屋市中村区名駅三丁目15番1号
財団法人 2005年日本国際博覧会協会
国際・財務本部 資金グループ長

にあてて行うものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲（参加者）

乙 名古屋市中村区名駅三丁目15番1号
財団法人 2005年日本国際博覧会協会
会長 豊田 章一郎

(別紙)

目 録

名 称

単 価 (市場価格)

数 量

合計額 (市場価格)

仕様、状態その他

単価及び合計額の算定基礎となるカタログ、仕様書、帳簿価格等の資料を添付してください。

施設等貸与参加契約書例

平成17年3月25日から同年9月25日までの間開催される2005年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）において必要とされる施設、設備又は物品の使用貸借に関し、この契約書末尾記載の参加者（以下「甲」という。）と財団法人2005年日本国際博覧会協会（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、博覧会会場建設又は博覧会運営に必要とされる別紙目録記載の施設、設備又は物品（以下「施設等」という。）を協賛者として乙に無償貸与させることを約し、乙は、これを受諾する。

第2条 甲は、自己の負担において施設等を建設又は調達のうえ、次に記載するところにより乙にその引渡しを行う。

（引渡しの時期）

（引渡しの場所）

（その他の条件）

2 施設等の設計及び建設・組立・土木工事に関して、乙は甲に対して必要な指示を行うことができ、甲はその指示に従わなければならない。

3 乙は、施設等の引渡しにあたって、乙の定める基準により検査を行うことができる。

第3条 乙は、施設等をその用法に従って博覧会の開催及び運営に役立つように使用する。

第4条 甲は、施設等に瑕疵があり、会期中その本来の機能を発揮しない場合は、自己の負担において遅滞なくこれを補修し、又は取替えを行う。ただし、乙の責に帰すべき事由により施設等がその本来の機能を発揮しない場合は、この限りでない。

第5条 乙が施設等に対して善良な管理者の注意をもって管理を行っている場合は、当該施設等にき損、滅失等が生じても、乙は、甲に対してその責を負わない。

第6条 施設等の貸与期間は、第2条第1項に定める施設等の引渡しのおきから平成17年9月25日までとし、甲は、その貸与期間の終了後すみやかに自己の負担において施設等を撤去しなければならない。

2 前項の撤去が平成17年10月25日までに完了しないことが見込まれるときは、乙は、甲の負担において、乙が適当と認める方法により当該施設等を撤去し、又はこれを処分することができる。

第7条 乙は、施設等の形状から次条第1項に基づき甲がその名称等を入れることが不可能と認める場合及び施設等を来場者の目の触れにくい場所で使用するには、甲の名称を記載した名札等を乙の定めるところに従って明示する。

2 乙は、甲の名称及び貸与内容を乙が発行する公式記録等に記載する。

第8条 甲は、乙の定める条件に従い、自己の負担において、施設等に自己の名称等を入れることができる。

2 甲は、乙の定める条件に従い、乙の承認を得て、博覧会のマーク等を使用することができる。

第9条 甲は、乙の事前の承認を得ない限り、この契約によって生ずる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承（合併による場合を含む。）することはできない。

第10条 甲又は乙は、相手方の契約違反のため自己が受けた損害の賠償を相手に請求する権利を有する。

第11条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項については、相互に協議のうえ決定する。この契約事項の解釈に疑義を生じたときも、同様とする。

第12条 本契約に関する権利義務について紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

第13条 甲は、代表者又は住所に変更があった場合には、直ちに書面をもって乙に届け出るものとする。

2 甲又は乙は、相手方に対する意思表示、申請、承認その他すべての通知を本契約書記載の住所（前項の届出があった場合には、その住所）宛にするものとし、当該住所宛発送された書面は、通常相手方に到達すべき時期に到達したものとみなす。

3 前項の意思表示等は、

甲に対しては、

（住所）

（参加者）

乙に対しては、

名古屋市中村区名駅三丁目15番1号

財団法人 2005年日本国際博覧会協会

国際・財務本部 資金グループ長

にあてて行うものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲（参加者）

乙 名古屋市中村区名駅三丁目15番1号
財団法人2005年日本国際博覧会協会
会長 豊田 章一郎

(別紙)

目 録

名 称

単 価 (市場価格)

数 量

合計額 (市場価格)

仕様、状態その他

単価及び合計額の算定基礎となるカタログ、仕様書、帳簿価格等の資料を添付してください。

市場価格は想定賃貸料ではなくて、施設等の価値そのものの金額を記載してください。